

意見書

長 殿

入所児童氏名

病名

年　月　日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので登所可能と判断します。

年　月　日

医療機関

医 師 名

印又はサイン

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となってからの登所であるようご配慮ください。

【医師が記入した意見書が必要な感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
麻しん（はしか）	発症 1日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後 2 日経過していること（乳幼児にあっては、3 日経過していること）
風しん	発しん出現の 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日経過し、かつ、全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗生物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）		医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5 歳未満の子どもについては、2 回以上連續で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）	症状がある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染の恐れがないと認められていること

《保護者用》

登所の際には、下記の登所届の提出をお願いいたします。

なお、登所のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。

登 所 届 (保護者記入)

長 殿

入所児童名 _____

病名 _____ と診断され、

年 月 日 医療機関名 _____ において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登所いたします。

保護者名 _____ 印又はサイン _____

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登所のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登所届の提出をお願いいたします。なお、保育所での集団生活に適応できる状態に回復してから登所するよう、ご配慮ください。

【医師の診察を受け、保護者が記入する登所届が必要な感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と 開始後1日間	抗菌薬内服後24~48時間経過して いること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と 開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっているこ と
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍（かいよ う）が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響が なく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程 度ウイルスを排出しているので注 意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響が なく、普段の食事がとれること
R S ウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良 いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた） 化していること
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良い こと

※厚生労働省 平成30年3月「2018年改訂版 保育所における感染症対策ガイドライン」より抜粋